

日本音楽家ユニオン楽器保険のご案内

(動産総合保険)

動産総合保険は、保険の対象とした楽器の保管中、使用中、輸送中を通じ、不測かつ突発的な事故による損害を補償します。

● お支払いいただく保険料例

ご契約の対象となる楽器 楽器A群（管楽器）

保険金額と保険料例

①10 万円の場合の保険料例 **740 円**（1 円単位四捨五入）

②100 万円の場合の保険料例 **7,440 円**

免責金額（自己負担額） **0 円**

補償範囲 **国内一円**

セットされている主な特約 **楽器特約、車上放置危険免責特約**

保険期間（ご契約期間） **1 年間**（2025 年 4 月 1 日午後 4 時～2026 年 4 月 1 日午後 4 時）

払込方法 **一時払**



楽器例）フルート、ピッコロ、オーボエ、クラリネット、ファゴット、ホルン、トランペット、トロンボーン、チューバ、ユーフォニウム、サキソフォン、尺八 など

ご契約の対象となる楽器 楽器B群（弦楽器・打楽器・可動型鍵盤楽器）

保険金額と保険料例

①10 万円の場合の保険料例 **960 円**（1 円単位四捨五入）

②100 万円の場合の保険料例 **9,640 円**

免責金額（自己負担額） **0 円**

補償範囲 **国内一円**

セットされている主な特約 **楽器特約、車上放置危険免責特約**

保険期間（ご契約期間） **1 年間**（2025 年 4 月 1 日午後 4 時～2026 年 4 月 1 日午後 4 時）

払込方法 **一時払**



楽器例）ヴァイオリン、ヴィオラ、チェロ、コントラバス、弦楽器の弓、ギター、ウクレレ、三味線、琴、ドラムセット、ティンパニ、スネアドラム、大太鼓、和太鼓、アコーディオン、マリンバ、電子ピアノ、シンセサイザー など

ご契約の対象となる楽器 楽器C群（据付型楽器）

保険金額と保険料例

①10 万円の場合の保険料例 **370 円**（1 円単位四捨五入）

②100 万円の場合の保険料例 **3,650 円**

免責金額（自己負担額） **0 円**

補償範囲 **国内一円**

セットされている主な特約 **楽器特約**

保険期間（ご契約期間） **1 年間**（2025 年 4 月 1 日午後 4 時～2026 年 4 月 1 日午後 4 時）

払込方法 **一時払**



楽器例）ピアノ、オルガン、電子オルガン など

ご契約の対象となる楽器 楽器D群（アンプなど付属機器類）

保険金額と保険料例

①10 万円の場合の保険料例 **670 円**（1 円単位四捨五入）

②100 万円の場合の保険料例 **6,710 円**

免責金額（自己負担額） **0 円**

補償範囲 **国内一円**

保険期間（ご契約期間） **1 年間**（2025 年 4 月 1 日午後 4 時～2026 年 4 月 1 日午後 4 時）

払込方法 **一時払**



機材例）音響機材、エレキ楽器用アンプ・エフェクター、マイク、スピーカー、ミキサー
マルチトラックレコーダー、ビデオカメラ、デジタルカメラ、PCMレコーダー など

● 保険金のお支払い対象となる事故

保険金をお支払いできない場合に該当する場合を除き、
保険の対象とした楽器が日本国内にある間に生じた損害が保険金のお支払い対象となります。

<主な事故例>

- ・火災・破裂・爆発による損害
- ・落雷・風災・ひょう災・雪災による損害
- ・盗難による損害
- ・輸送中の衝突・脱線・転覆等の事故
- ・航空機の墜落、航空機からの落下による事故
- ・建物・構築物の倒壊
- ・煙害・給排水管の事故による水濡れ 等

※ 楽器 A 群、楽器 B 群については、自動車等に保険の対象とした楽器を
放置したまま自動車等から離れた間に発生した窃盗・強盗（未遂を含む）によって
生じた盗取・損傷・汚損は補償の対象外になります。

● 保険金をお支払いできない主な場合

- ・保険の対象とした楽器の自然消耗、劣化、保険の対象とした楽器の性質による
カビ、サビ、変色等によってその部分に生じた損害
- ・保険の対象とした楽器の瑕疵によって生じた損害
- ・保険の対象とした楽器に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害
- ・置き忘れ、紛失によって生じた損害
- ・地震・噴火・津波、台風・暴風雨・豪雨等による
洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって生じた損害
- ・ご契約者、被保険者の故意、重大な過失、法令違反によって生じた損害
- ・楽器 A 群、楽器 B 群、楽器 C 群については、弦・ピアノ線の切断、打楽器の打皮の破損、
音色または音質の変化の損害（※ 1）
- ・汚れ、すり傷、かき傷、塗料のはがれ等、単なる外観の損傷であって、
保険の対象とした楽器の機能に支障をきたさない損害（※ 2）

等

※ 1 弦・ピアノ線の切断、打楽器の打皮の破損については、保険の対象とした楽器の他の部分と
同時に損害を被った場合を除きます。

※ 2 これらの損害が他の損害と同時に発生した場合を除きます。

以上は、動産総合保険の概要について紹介したものです。

保険の内容は、動産総合保険のパンフレットをご覧ください。

詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、

ご不明の点がございましたら代理店までお問い合わせください。

● お問い合わせ・申し込み

取扱代理店 株式会社サンライツ保険設計（担当：佐伯 哲男）
京都市中京区西ノ京池ノ内町 16-14 TEL. 075-366-8835 FAX. 075-366-8837
引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社
お申込み方法 URL : <http://www.muj.or.jp/>

mu j 楽器保険

